ウ 違反運転者等のうち、一定の違 次のいずれかに該当する者が対 (ア) 免許の継続期間が5年以上 どにおいて、3点を超える(1 運転者

反者に対する講習 違反運転者講習

(法92の2Ⅰの表の備考一の4) (令33の7Ⅱ)

(規38Ⅵ①の表の三) (講習規則5Ⅱ)

象となる。

で、免許証の有効期間が満了する日の直前の誕生日の40日前等を基準日とする過去5年間な 点又は2点が2回の場合を含む。) 交通違反又は重大違反唆し等若しくは道路外致死傷をした

軽微違反行為1回のみの場合は、対象から除かれている 令33の7Ⅱ ことから、残る 部分が

- A 3点を超える違反の場合
- B 1点、2点又は3点の違反で2回以上の場合 となる。

違反・点数	軽微な違反			軽微でない違反
違反回数	1点	2点	3点	軽版でない建汉
1回のみ	_	-	_	Δ
2回~		В		A

- (イ) 免許の継続期間が5年未満 は道路外致死傷をした運転者
- エ 違反運転者等のうち、一定の違

免許の継続期間が5年未満で、 おいて、無違反若しくは軽微な違 で、3点を超える(1点又は2点が2回の場合を含む。)交通違反又は重大違反唆し等若しく

反者以外の者に対する講習 初回更新者講習

免許証の有効期間が満了する日の直前の誕生日の40日前等を基準日とする過去5年間などに 反が1回のみで重大違反唆し等若しくは道路外致死傷をしたことがない運転者が対象となる。

◎ 優良運転者、一般運転者、違反運転者等(違反運転者、初回更新者)の区分け概略図 【法第92条の2第1項の表の備考一の2~4、令第33の7】

